

町田市長 宛

施設等利用費請求書

※認可外保育施設等（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業）の施設等利用費
※認証保育所と認可外保育施設等を併用した場合の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、町田市内に居住していることを町田市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していること及び利用料の支払い状況を町田市が対象施設に確認すること。
3. 認定及び課税状況を町田市が確認すること。

★最大で3か月分の請求を、本紙1枚でまとめて行うことができます。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

※1 捨印の押印がない場合は、記載誤り・漏れがあった際、修正・再提出が必要になりますのでご注意ください。

フリガナ		生年月日	年 月 日	捨印 ※1	印
氏名 ※必ず押印してください。	印	現住所	電話：	認定 子ども との続柄	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日	年 月 日	認定種別
氏名		認定番号		<input type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号

3. 振込先を記入して下さい(振込先は、上記認定保護者名義の口座になります)

前回の施設等利用費請求と同じ口座への振込を希望(チェックした場合は、振込先の記入は不要です。)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※ゆうちょ銀行(郵便局)の場合は、振込用の店名(漢数字3桁)・口座番号(7ケタ)が必要です。

4. 今回申請する年月(5の太枠で記入する年月)で利用した対象施設・事業所の名称を記入してください。

施設名①		施設名②	
施設名③		施設名④	

5. 上記施設等の利用に伴う施設等利用費請求額(月額合計)を記入 請求額に誤りがあった場合は、捨印の有無に関わらず再提出が必要です

利用年月	利用した施設等の利用料 (月額合計)(A) ※1	月額上限額(B) ※2	請求額 (AとBを比較し小さい方を記入)
① 令和 年 月			
② 令和 年 月			
③ 令和 年 月			

※1 4で記入した全施設・事業所の利用料の各月ごとの合計額を記入してください。
利用料は、本請求書に添付する「提供証明書兼領収証」の【特定子ども・子育て支援利用料】欄の金額です。

※2 月額上限額は、新2号認定の場合は月額37,000円、新3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
【月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額】
 $37,000(42,000)円 \times \text{認定期間終了日までの日数} \div \text{その月の日数}$ 【日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨て】
【月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額】
 $37,000(42,000)円 \times \text{認定期間開始日からの日数} \div \text{その月の日数}$ 【日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨て】

本請求書及び添付書類を、以下の受付月に、子ども総務課(☎042-724-2551)の窓口もしくは郵送にてご提出ください。

【受付月】7月15日まで<当年4~6月分>、10月15日まで<当年7~9月分>、1月15日まで<前年10~12月分>、4月10日まで<当年1~3月分>

※窓口提出の場合は、請求書記入時に使用した印鑑をご持参ください。(窓口で修正すべき箇所が見つかった際に必要になります。)

※請求書の提出忘れ等があった際は、以降の受付月でもご提出できます。但し、各月の利用料の請求権は翌月1日から2年間です。

※提出された書類に不備や不足があった際は、ご返却のうえ再提出をお願いする場合があります。

子ども総務課記入欄

認定期間 住民登録期間 施設確認 添付書類の利用月 請求額 受付日 / システム入力日 /